3 東社協法人基盤の強化に向けて

(1) 東社協の基本的な役割と機能に基づく求められる職員像

平成28~30年度の東社協中期計画では、局内に「職員育成・評価PT」を設置し、東社協の役割と機能を発揮していくために求められる職員像を検討しました。新たな中期計画では、「法人基盤の強化」の重点目標の一つである「東社協の役割を果たせる人材の育成・活用」の取組みとして、この職員像をもとに職員育成システムを具体的に構築します。

①東社協の役割を果たしていくために必要な機能

東社協は、福祉事業者・関係者、区市町村社協、行政、NPO、当事者団体や民間企業など幅広いネットワークを構築する中で、東京における地域福祉の推進を図ることを目的としています。そこでまず大切なのは、関係者等のネットワークを活かして住民や福祉サービス利用者の生活課題等を明らかにすることや、ネットワークにおける検討、協議を通して関係者の取組みの現状や課題を的確に把握することです。そのうえで、明らかになった課題を分析、可視化し、解決に向けた今後の方向性を提起することや、必要に応じて東社協自らが効果的な事業を企画、実施することも求められます。

このように東社協が求められる役割を果たし、目的を遂行していくためには、そこで働く職員が「ネットワークの構築・活用」、「現状把握・課題分析・課題提起」、「企画・提言・実施」の3つの機能を有機的につなげ、循環させ、効果的に事業展開するという役割行動を執ることが重要です。

東社協の5つ基本的な役割と3つの機能 〈東社協の基本的な役割〉 安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進 福祉水準の向上を支える基盤の強化 2 ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進 4 地域の取組みの支援と普及 情報発信と提言 ※3つの機能を総合的に発揮して 求められる役割を果たします。 ネットワークの 構築・活用 東社協の基本的な役割を果たして いくための機能 現状把握・課題分析・ 企画・提言・実施 課題提起

東社協の役割と機能に基づく求められる職員像

東社協の職員が、東社協に求められる基本的な役割を果たして いくためには、以下の「価値観・態度」と「能力・行動特性(コンピ テンシー) | が求められます。そして、「チームワーク | と 「組織性 | を発揮しつつ、それぞれの職責に応じて業務の遂行に必要な知識・ 情報、技術・技能を習得することが求められます。



すべての人の尊厳を重視する人権意識

地域福祉の推進に向けた価値観や姿勢

「現状把握・課題分析・課題提起」のために…

⇒「社会の急激な変化や、地域・利用者のニーズ・ 課題を把握し、可視化する」

東社協の職員は、日頃から、地域・利用者の生活課題や関係者が有する課題 を敏感に感じ取る感性を磨きます。そして、社会福祉に関連する多様な情報、 専門知識を積極的に習得するとともに、調査やネットワーク等をとおして課題 を迅速、正確に把握し、整理、分析、言語化・可視化して社会や関係者にわか りやすく発信・提起します。

「ネットワークの構築・活用」のために…

⇒「関係者と協議し、意見をまとめ、信頼関係をつくる」

東社協の職員は、地域社会における「多様性の価値」や「協働の力」を深く理解 し、コミュニケーション能力と調整力を発揮して、価値観や背景の異なる多様 な人々の意見をまとめ、信頼関係に基づくネットワークを構築、強化します。 そして、ネットワークの取組みを通じて、正確な現状把握や課題提起、あるい は必要な事業の企画・実施等に的確につなげます。

「企画・提言・実施」のために…

⇒「課題解決の道筋を提案し、実施する」

東社協の職員は、調査やネットワークを通じて明らかになった課題を解決す るため、その課題を社会や関係者に向けて発信するだけでなく、課題解決に必 要な事業を企画、提案するとともに、必要に応じて自ら事業を実施します。そ して、利用者や関係者に信頼される、的確な質の高い事業の実施をとおして、 あらためて明らかになった課題を分析し、発信します。

(2)災害発生時における東社協の事業展開

リスク管理の強化に向けた課題への対応として平成28~30年度の東社協中期計画では、 局内に「リスク管理PT」を設置し、災害発生時における東社協の事業展開を以下のように整理 しました。平成31年度(2019年度)からの中期計画でも、「法人基盤の強化」の重点目標の一 つである「組織運営基盤・方法の確立」の取組みとして、災害対応の体制を構築します。

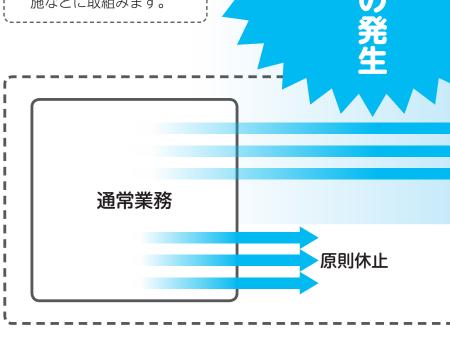
基本方針

- (1)大規模災害発生時に は、原則として通常 業務をすべて休止し ます。
- (2)災害時に東社協がその 役割を発揮すべき3つ の「災害支援業務」を中 心に行います。
- (3)例外的に継続すべき 「優先業務」を災害対 策本部が定めます。

平 時

局内に以下の体制を設け て必要な取組みを行います。

- ○災害対応の構築をめざし、 「リスク管理(災害対応) PT」を設置し、全部室と協 働した検討をすすめます。
- ○各部室から委員を選出した常設の「災害対策推進委員会」を設置し、訓練の実施などに取組みます。



災害対応の構築に向けて

2019年度

2020年度

- ◎災害支援業務検討に 向けた全体計画策定
- ◎災害支援業務の検討 *BCPの柱の具体化
- ◎災害支援業務の検討
- *各種マニュアル作成に着手
- ◎各部署の発災時対応を整理
 - *東社協全部署のBCP策定 (初動期・応急期)

初動期。
応急期。
事業再開期

1 災害支援業務(=新たに発生する業務)

※災害時に東社協がその役割を発揮するべく取組む業務

(1)本部業務(総務部+○○部室)

災害対策本部

- (2)災害時福祉施設等支援業務(福祉部+○○部室) ①施設部会による支援、②災害福祉広域調整センター
- (3)区市町村社協・ボランティア等支援業務

(地域福祉部+福祉資金部+民生児童委員部+

東京ボランティア・市民活動センター+○○部室)

①区市町村社協活動支援、②災害ボランティアセンター、③資金貸付

災害時に本部が優先業務を選択

2 優先業務(=災害時にも継続する通常業務)

※事業を中止することによって、会員・サービス利用者等の都民の生命、生活および財産等に大きな不利益を生じる場合に、例外的に縮小しながら継続する業務

3 休止業務(=災害時は休止する業務)

4 事業再開

2021年度以降

- ◎各部署の発災時の対応を整理
 - * 東社協全部署のBCP策定 (事業再開期)
 - *各部署のBCPとりまとめ、調整
- ◎BCP訓練の実施とBCPの見直し
 - *災害対策本部BCP訓練
 - *各部署におけるBCP訓練
- ◎災害支援業務マニュアルの作成・改定